「結核患者さんが発見されたら」 一保健所の動きは一

平成24年2月18日(土) 大阪府 地域保健感染症課 吉田 留美

患者さんが発見されたら

医療機関から
 発生届 ただちに提出
 医療費公費負担申請書の提出
 申請書を保健所が受理した日から公費の対象



保健所保健師が 医療機関·自宅への訪問 保健所への来所 面接を実施

塗抹陽性患者 3日以内 塗抹陽性以外 1週間以内

保健所の役割

医療費公費負担申請の手続き 患者さんの治療終了までの支援 接触者健診の実施

- ・潜在性結核感染症の発見と進展防止
- ・接触者からの新たな発病者の早期発見
- ·感染源及び感染経路の探求 結核発生動向調査

結核公費負担申請の手続き

- 医療機関で記入された、医療費公費負担申請書と胸部X-Pの提出
- 保健所で実施する、感染症診査協議会にて、診断、治療薬剤、治療期間についての診査実施
- 承認されると公費での治療が認められる。

患者さんの治療終了までの支援

• 結核と診断されての不安の解消

• 治療継続へのモチベーションの維持

• 服薬確認(DOTS)

• 管理健診の実施

接触者健診の実施

患者さんの医療情報、症状出現からの活動状況の把握

- 本人
- 家族
- 医療機関
- 周囲の人(職場等)

からの聞き取り

保健所が病院、診療所の健診が必要と判断する時

• 他疾患で入院中に、排菌している状態での 結核と診断されたとき

長ら〈通院している患者さんが排菌している 状態の結核と診断されたとき

感染リスクの高い検査を受けた患者さんが 排菌している状態の結核と診断されたとき

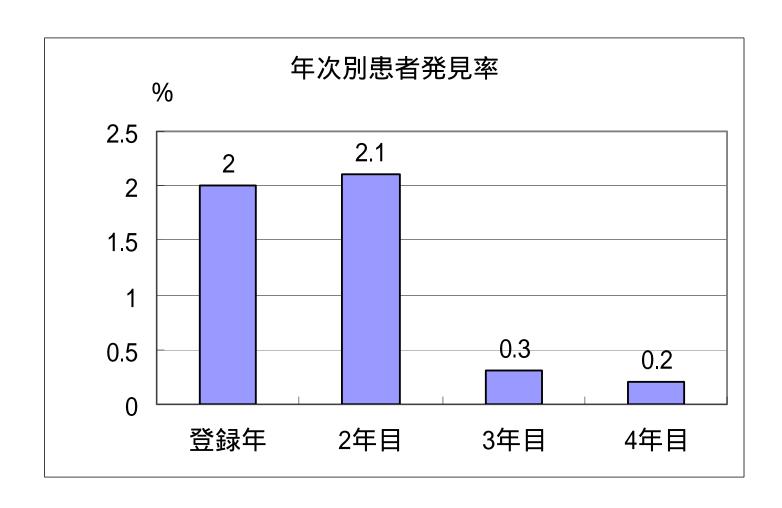
病院での接触者健診の実施

- 病院では、院内感染対策委員会を設置され、 日々感染症防御のための活動をされている。
- 病院で接触者健診が必要になった場合、病院の 方で健診の実施をお願いしている。
- 実施は病院で実施するが、対象者・時期・健診 内容については、保健所と一緒に検討をお願い したい。

病院での健診が必要となったら

- 健診の対象者の決定
- 健診時期の決定
- 健診内容決定
- 初回健診の結果を見て対象者の拡大の 検討
- 2年間の健診プログラムの作成

接触者健診なぜ2年間の健診が必要か



病院での健診をフォローして

結核の教育がな〈健診のみを実施すると、 健診の実施率が低下する

健診の意味が正しく伝わらず、退職等により、後の追跡ができなくなる

• 2年間の健診の必要性が伝えられず、最 後の健診までフォローできない

病院での集団感染事例1

- 診断までに3週間
- 接触者健診を同室者と病棟職員に実施 1名の患者発見
- 10か月後に管轄保健所3名の患者登録 同時期の入院患者であったことが判明
- 再度健診対象者の拡大
 最終 同時入院患者 6名
 職員 4名 の患者発見
 うち9名が初発患者とのRFLPパターン一致

病院での集団感染事例2

- 入院時、せき・痰あり
- 喀痰塗抹(2+)判明まで10日間
- 接触者健診を同室者、病院職員に実施 職員に感染者6名
- 4か月後に発症者 2名5か月後に発症者 1名

結核発生動向調査

- 結核患者の情報をサーベイランス実施
- 菌株を集積し、公衆衛生研究所にてサーベイランスできるように準備中



- 塗抹・培養・薬剤感受性検査結果の把握
- 医療機関より、結核菌の譲渡を受け集積中

保健所が医療機関を訪れるとき

- 患者さんとの面接の機会
- 患者さんの医療情報の把握 初回申請時 治療途中の受診状況、菌情報、服薬内容 等(治療が順調に進んでいるかの確認) 管理健診の状況把握
- 患者さんと接触のあった人の把握 接触状況により、健診の対象者とする
- 菌株譲渡依頼

結核対策の法的根拠(感染症法)

• 結核発生届 第12条

• 積極的疫学調査 第15条

• 接触者の健康診断 第17条

• 就業制限 第18条

入院勧告(応急入院)
 第19条 20条

• 診査協議会 第24条

• 患者の医療 第37条

定期の健康診断 第53条の2

結核登録票 第53条の12